

日本ウォータージェット施工協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「日本ウォータージェット施工協会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を関東地区内に置き、従たる事務所を総会の議決を経て、必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、建設業における切断、削孔、はつり、下地処理、及び、はくり・洗浄などに関するウォータージェット技術と施工法（以下「本工法」という）の普及、技術の向上並びにその健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本工法の普及及び広報活動
2. 本工法の技術資料等の整備
3. 本工法の施工技術の研究及びその技術情報等の交換
4. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員・・・ 本工法の施工を直接行う者であって、本会の目的及び事業に賛同する企業
2. 賛助会員・・・ 本工法に必要な各種資機材の製作、販売の事業を行い、本会の目的及び事業に賛同する企業
3. 特別会員・・・ 正会員以外で本工法の施工に係わる者であって、本

会の目的及び事業に賛同する企業

(入 会)

第6条 本会に入会を希望する者は、理事会の承認を得なければならない。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

1. 本工法の普及に努めるとともに、第4条に定める事業に積極的に協力すること
2. 本会で知り得た相互の技術情報又は成果等に関して、会員以外の第三者に開示しないこと
3. 第21条に定める会費を納入すること
4. 本会の会則を遵守すること

(退 会)

第8条 退会しようとする会員は、理由を付した退会届を会長に提出することにより退会することができる。

会員が本会の目的若しくは事業を妨げ又は名誉を傷つける行為をしたときは、理事会の決議により当該会員にその旨を通知し退会させることができる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

理事 若干名

会計監事 2名以内

理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内選任する。

(役員を選任等)

第10条 理事は、第5条第1号に定める正会員及び特別会員の中から選出し総会において信任する。

会長、副会長は、理事会において互選により定める。

会計監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
会計監事は、本会の収支決算の監査を行う。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第13条 本会に、顧問若干名をおくことができる。
顧問は、現事会の承認を得て、会長が委嘱する。
顧問は、会長の要請により、本会に対し必要な助言を与え、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会議)

- 第14条 本会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。
1. 総会は、会員をもって構成する
 2. 幹事会は、理事会の承認を得て、会長が委嘱した幹事をもって構成する

(総会)

- 第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、この会則において、別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
1. 第4条に定める事業計画及び予算に関する事
 2. 本会則の改廃、変更に関する事
 3. その他会長が特に必要と認める事項

(理事会)

- 第16条 理事会は、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 会務の執行に関する重要事項
2. 総会に付議すべき事項
3. 総会において委任された事項
4. その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第17条 幹事会は、理事会を補佐し、会務の運営にあたる。

(会議の開催)

第18条 本会の会織の開催時期及び回数は、次のとおりとする。

1. 定時総会は、毎年1回、一定の時期に開催する
2. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき、若しくは、正会員及び特別会員の2分1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった場合、開催する
3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上から請求があった場合開催する
4. 幹事会は、必要の都度開催する

(会議の招集、決議等)

第19条 会長は、総会及び理事会を招集し、その議長をつとめる。

1. 総会の決議は正会員及び特別会員によるものとし、本会則に別段の定めのある場合を除き、2分の1以上が出席し、その2分の1以上の同意をもって決議する
2. 理事会の決議は、本会則に別段の定めのある場合を除き、2分の1以上が出席しその2分の1以上の同意をもって決議する

(会議の書面表決等)

第20条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び特別会員は、他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。

前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

第5章 会 計

(運営資金)

第21条 本会の会費は、次のとおりとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

1. 入会金
2. 年会費
3. 寄付金
4. その他収入

入会金、年会費の額については、別途細則においてこれを定める。

入会金は入会するとき納付し、年会費は毎年4月末日までに納付するものとする但し、年度中途に入会した場合は、入会ときにその全額を納付するものとする。

本会の会費は、いかなる場合もこれを返還しない。

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

事務局は、会針年度終了後すみやかに本会の決算書を作成し、会計監事の監査をうけるとともに総会の承認を得なければならない。

第6章 そ の 他

(委員会)

第22条 本会は、その事業の円滑な運営を図るため、委員会等をおくことができるものとする。

(解散、残余財産の処分)

第23条 本会は、会員の3分2以上の同意をもって解散することができる。この場合の残余財産の処分は、理事会で決定するものとする。

(定めなき事項)

第24条 本会則に定めなき事項については、理事会において、これを決定する。

(事務局)

第25条 事務局は次の業務を処する。

1. 諸会議等の案内状の作成及びその発送

2. 総会、理事会等に付議する諸文書（資料）の作成
3. 運営資金の管理及び収支決算報告書の作成
4. 会員相互の連絡・調整
5. 対外的問合せに対する窓口業務
6. その他事務局として必要な業務

（連絡担当者）

第26条 会員各社に、連絡担当者をおき、事務局との連絡にあたる。

細 則

(入会金、年会費)

第1条 会則第21条に定める入会金及び年会費は、次のとおりとする。

		正会員	賛助会員	特別会員
1	入会金	200,000円	100,000円	100,000円
2	年会費	180,000円	120,000円	120,000円

本細則は、平成4年12月9日より施行する。

平成14年4月1日 改正